

学校で子どもや教職員の新型コロナウイルスの感染が 確認された場合の対応ガイドライン

福津市教育委員会

令和3年8月30日 作成

令和4年1月21日 改訂

令和4年1月31日 改訂

令和4年6月10日 改訂

令和4年8月23日 改訂

令和4年9月 9日 改訂

1. 学校で陽性者等が確認された場合の対応

学校で子どもや教職員の陽性者が確認された場合及び陽性者に起因する濃厚接触者（以下、陽性者等という）を特定した場合は、校長は、陽性者等が子どもである場合は、出席停止の措置をとるほか、陽性者等が教職員である場合は、病気休暇等の取得や職務専念義務の免除等により出勤させないようにすること。

（陽性者の自宅療養期間について）

○ 症状がある場合

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など健康状態の確認やマスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いすること。

○ 症状がない場合

- ・検査日から7日間を経過した場合には8日目に解除を可能とする。
- ・5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目に解除を可能とする。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など健康状態の確認やマスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いすること。

※検査に用いる「新型コロナウイルス感染症抗原定性検査キット」は、医療用検査キット（外箱に「体外診断用医療品と記載」）または、一般用検査キット（外箱に「第1類医薬品と記載」）であること。

（濃厚接触者の自宅待機期間について）

自宅待機期間は、5日間とする。ただし、7日が経過するまでは健康状態の確認を行うこと。

2. 濃厚接触者等の特定について

学校において陽性者が確認された場合（本人又は保護者からの報告）、校長は、陽性者（本人又は保護者）に対して行動調査等の聞き取りを行い、子ども及び教職員の濃厚接触者の特定を行うこと。ただし、学校の教育活動以外（学童や放課後等デイサービス、社会体育等）での行動調査については、学校は実施しない。

《校内の濃厚接触者等の特定》

陽性者の感染可能期間（**発症 2 日前**^{※1}（無症状の場合は、陽性確定に係る検体採取日の 2 日前））において、以下の①又は②のいずれかに該当する者は、濃厚接触者に該当する可能性がある者とする。

- ① 互いにマスクなしの場合は、陽性者と 1 m 以内の範囲で、時間の長さを問わずに会話のあった者
- ② 手で触れることが出来る距離（目安として 1 m）で、必要な感染予防策なし^{※2}で、陽性者と 15 分以上の接触があった者（例えば、陽性者と会話していた者）

※1 発症 2 日前の期間が土日の場合、部活動等を含む登校や出勤していなければ、濃厚接触者の特定の必要はない。

※2 必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

《濃厚接触者等に該当する可能性がある者として特定した場合の対応》

- 校長は、濃厚接触者に該当する可能性がある者について、学校医に相談し、特定した上で市教委に報告する。その上で、濃厚接触者と特定された子どもの保護者や教職員に対して、**自宅待機**（陽性者と最後に会った日を 0 日として、**5 日間待機**）を依頼する。（無症状の場合、2 日目及び 3 日目に、抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認できれば、3 日目から解除を可能とする。）

併せて、以下のこともお願いすること。

- ・ 7 日間が経過するまでは、毎日本温を測り、健康状態を確認すること
- ・ 不要不急の外出は控え、マスクを着用すること等の感染対策の徹底をすること

3. 出席停止の措置及び臨時休業の判断について

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、校長は、当該感染者等を出席停止とするとともに、学校医等と相談し、臨時休業を検討すること。

【学級閉鎖】

①～③のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学級閉鎖を実施する。

- ① 同一の学級において、**複数**の感染者が判明した場合
 - ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に**未診断**の風邪等の症状（発熱、のどの痛み、咳、頭痛、倦怠感）を有する者が複数いる場合（アレルギー性の鼻水、鼻づまり、起因するくしゃみ、頭痛又は生理痛の症状を除く）
 - ③ その他、市教委や校長が必要と判断した場合
- ※ ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。

○ 上記において、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の感染者が確認された場合であっても、その感染者の間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。

◎ 学級閉鎖の期間を以下のようにする。

学級閉鎖の期間は、暫定的に学級閉鎖を決定した次の日から**3日間**^{※3}（土日祝日を含む。）とし、延長する場合は、さらに**2日程度**（土日祝日を含む。）とする。

※3 **文部科学省は、臨時休業等の目安期間を5日程度（土日祝日を含む。）としている。**本市では、暫定的に「3日間」としているのは、オミクロン株の潜伏期間が従来株よりも短く、この間に、症状が現れることが想定されるため。

《健康状態の把握》

学級閉鎖期間中は毎日、各家庭において検温等の健康観察を実施してもらい、発熱等の風邪症状があった場合は、学校に報告してもらうこと。当該学級全員が報告することが望ましい。

《延長の基準》

判断を行う前日の段階で、新規陽性者又は風邪等の症状（発熱、のどの痛み、咳、頭痛、倦怠感等）を有する者が、**増加傾向にある場合**。

《延長及び解除の判断》

子どもの健康状態の結果を踏まえて、学校医に相談し、それをもとに市教委と協議して判断する。

【学年閉鎖】

複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

《 学級閉鎖等の実施判断（手順） 》

- ① 校長は、学級閉鎖等の実施について校内関係者で協議する。
- ② 校長は、校内の協議内容を学校医に相談し、実施について意見を聞く。
- ③ 校長は、校内の協議及び学校医の意見を市教委に報告し、市教委がそれらの情報をもとに学級閉鎖等の判断（承認）をする。

4. 学校閉鎖等を実施する場合について

学級閉鎖を実施する場合の学校の対応例について

【タブレット端末の持ち帰り推奨】

学級閉鎖期間中にも、子どもの学びを止めないためにも、タブレット端末の持ち帰りによるオンライン授業（教科指導、双方向コミュニケーション等）の実施やデジタルドリルを活用した個別学習を推奨する^{※4}。各学校においては、持ち帰って子どもが使えるよう準備しておくとともに、保護者の理解や協力を得ておくことが重要である。

※4 暫定的な3日間は、ウイルスの潜伏期間であり、濃厚接触者の特定が明確ではない期間としているため、健康（無症状を含む）な児童生徒であっても、オンライン授業が家庭で実施できないという理由で登校させないこと。

【指導要録上の取扱い】

- 学級閉鎖は、授業日数を含む「出席停止」扱いとする。
- 学年閉鎖、学校閉鎖は、授業日数には含まないものとして記録する。

【参照】 文部科学省 HP 「Q&A 学校設置者・学校関係者の皆様へ」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00041.html#q1

(1) 子どもたちが登校している午前中に学級閉鎖を判断した場合

- ① 保護者に対して、給食後に下校させること等の学級閉鎖の実施、家庭学習や家庭での過ごし方及び感染対策等^{*5}について、スクールメール等で通知する。
- ② 担任は、家庭学習の課題の準備（タブレット持ち帰りによるオンライン学習の準備、学習プリント印刷や教科書、問題集等を使った予習・復習の範囲の検討）を行うとともに、家庭学習や家庭での過ごし方等について、子どもに指導する^{*6}。
- ③ 暫定的な学級閉鎖の期間中に、学校及び担任は、学級閉鎖期間の延長または解除された場合の「学びの保障^{*7}」について検討・準備を進めておく。

※5 3日間の閉鎖期間は、原則ステイホームであることに加え、家庭内感染を防ぐ対策を依頼する。なお、今後の学級閉鎖期間（解除・延長）については、保健所の調査や他の児童・生徒の感染状況等をふまえ決定し、通知することも知らせること。

※6 陽性者等の特定の有無に関わらず、陽性者等への配慮について、指導を徹底すること（陽性者等の公表、偏見や差別等は決してあってはいけない）。

※7 継続して学習課題を課すこともあるが、教師と子どものコミュニケーションをどのように図るかが重要である（学校の様子、学習進度等への不安の緩和）。

(2) 子どもたちが下校した後に学級閉鎖を判断した場合

- ① 保護者を通じて子どもにも、学級閉鎖の実施、家庭学習や家庭での過ごし方及び感染対策等について、スクールメール等で通知する^{*8}。
- ② 担任は、保護者に指定した時間までに、家庭学習の課題の準備を行う。
- ③ (1)と同様とする。

※8 上記の内容を伝えるとともに、家庭学習等に係る配付物がある場合は、時間を指定し、保護者に学校に取りに来てもらうことを依頼すること（子どもには登校させない）。その際、諸事情により保護者の来校が困難であるとの申し出があった場合は、家庭へのポストイングも考えられる。ただし、タブレット端末は、直接手渡しすること。

(3) 暫定的な学級閉鎖期間（3日間）後、学級閉鎖を延長する場合

- ① 保護者を通じて子どもにも、学級閉鎖の延長期間、家庭学習や家庭での過ごし方及び感染対策等について、スクールメール等で通知する。
- ② 担任は、学級閉鎖延長期間の家庭学習の課題の準備を行う。
- ③ 家庭学習等に係る配付物がある場合は、時間を指定し、保護者に学校に取りに来てもらうことを依頼すること（子どもには登校させない）。その際、諸事情により保護者の来校が困難であるとの申し出があった場合は、家庭へのポストイングも考えられる。

- ④ 学級閉鎖期間を延長した場合、出席停止の対象になっている子どもを含め、最長で10日間程度の自宅療養等が想定されるため、学びの保障を含め、子どもとのコミュニケーションや心のケア等をどのように実践できるのかを、あらかじめ学校で検討し^{※9}、実践すること。

※9 担任による電話や家庭訪問等のほか、学校のホームページを活用して、メッセージを配信する方法も考えられる。

(4) 暫定的な学級閉鎖期間（3日間）後、学級閉鎖を解除する場合

- ① 保護者を通じて子どもにも、学級閉鎖の解除について、スクールメール等で通知する。
- ② 担任は、登校した子どもたちを温かく迎え入れ、不安な気持ちの緩和に努めるとともに、再度、基本的な感染対策（マスクの正しい着用、手洗い等）の徹底について指導する。併せて、欠席している友だちへの配慮についても指導する。
- ③ 陽性者、濃厚接触者等、自宅療養及び待機している子どもへの、学びの保障を含め、コミュニケーションや心のケアを実践すること。

5. 臨時休業期間中等やむを得ず登校できない子どもの学習指導

ア 基本的な考え方

非常時に臨時休業又は出席停止等により、一定の期間子どもがやむを得ず学校に登校できない場合などには、例えば同時双方向型のウェブ会議システム（Google Meet 等）を活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導や学習状況、心身の健康状態等を把握ができるよう、準備や指導体制を整えていくことが重要である。

イ 自宅等における学習の取扱い

やむを得ず学校に登校できない子どもに対して行われた教師による学習指導が、次の要件を満たしており、子どもの学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと校長が判断したときには、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができる。

<要件>

- 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること
- 教師が子どもの学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること

この場合、学級全体の学習状況及び成果に鑑み再度授業において取り扱わないこととする場合であって、一部の子どもへの学習内容の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施するなどの必要な措置を講じること。

ウ 指導要録上の取扱い

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない子どもについて、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成する必要がある。

- 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び子ども同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

なお、オンラインを活用した特例の授業は非常時のやむを得ない場合の対応であり、登校再開後の学校での学習への円滑な接続に資するよう行われることが重要である。

6. 子どもたちへの心のケア等

新型コロナウイルス感染症に関連した子どもの人権への配慮については、これまでに発出された国や県の通知文や管理職研修等で示した留意点を踏まえること。

特に、新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、公的な機関等の相談窓口（「24 時間子ども SOS ダイヤル」や SNS 相談窓口等）^{※10} 適宜周知するとともに、子どもや保護者の不安や悩みに寄り添い、丁寧な生徒理解に努め、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど組織的な心のケアに取り組むことが重要である。

※10 福岡県「24 時間子ども SOS ダイヤル」 TEL：0120-0-78310
「子どもホットライン24福岡」 TEL：092-641-9999
e-mail：hotline24@pref.fukuoka.lg.jp
福岡県「子供の悩み相談窓口」※ 県版の「紹介カード」を配付・参照
LINE で悩みの相談ができます。
福津市相談電話（学校教育課内） TEL：0940-62-5091